

本邦に於ける幼稚園教育史 (二)

堀 藏 七

五

明治十五年十二月五日文部省は府縣學務課長學校長を召集し、文部卿九鬼文部輔より教育上の施政に關し示諭する所がありました。その内

幼稚園の編制に就いて次の如きことが述べられてゐます。今日から見ても注意すべき事柄であると思ひます。

文部省直轄ノ幼稚園ハ務メテ園制ノ完全ナランコトヲ期シ而シテ地方ニ於テ設クル所ノモノモ概ネ之ニ摸倣スルヲ以テ規模大ナレバ人ヲシテ都會ノ地ニ非ザレバ之ヲ設クルコト能ハズ又富豪ノ子ニアラザレバ之ニ入ルコト能ハザルノ感アラン。然レドモ幼稚園ニテハ又別種ノモノアリ都鄙ヲ論ゼズ均シク之ヲ設置シ貧民力役者等ノ兒童ニシテ父母其養育ヲ顧ミルニ暇アラザルモノ皆之ニ入ルコトヲ得ベキモノトス此種ノ幼稚園ニ在テハ編制簡易ニシ唯善ク幼兒ヲ看護保育スルニ堪フル保姆ヲ得テ平穩ニ遊嬉ヲナサシムルヲ得バ即チ可ナリ 是レ尙群兒街頭ニ危險鄙猥ノ遊戯ヲナスモノニ比スレバ大ニ勝

ル所アリ 其父母モ亦係累ヲ免レ生産ヲ營ムノ便ヲ得テ其益蓋シ小ナラサルベキナリ

六

明治十七年二月文部省ハ學齡未満のものを小學校に入學せしむる風を矯正せんがため

學齡未満の幼兒を學校に入れ學齡兒童と同一の教育を受けしむるはその害渺からず 幼兒は幼稚園の方法により保育すべき旨を各府縣に令達し尙ほ幼稚園の編成は必ずしも完全の規模を具するもののみに限らず種々簡易の編制法もあれば土地の情況に應じて或は別に設置するなり或は學校の一部を之に充てるなり適宜の方法を計劃すべき旨を通牒いたしました。尙ほ當時の幼稚園の狀況につき統計上の數を見ますと

明治十六年 官公私立幼稚園の總數僅に十一、幼兒數 五四四人

同 十八年 には 三十 一八九三人

實は明治十二年學制を廢して教育令が制定せられ、その際幼稚園も文部卿の監督内に屬することになり明治十二年十一月十二日の布達に

一、公立幼稚園の設置廢止は公立學校同様府知事府縣令の認可を受くべし。私立にかかるものは府知事縣令に開申すること。

二、保育法についても公立幼稚園は公立學校教則と同じく文部卿の認可を受くべく、私立幼稚園は府知事縣令に開申すべきことがあります。そして明治十二年六月大阪府立模範幼稚園が開始せられ保姆練習科修了者木村末、氏原銀兩女史が保姆となり大に關西に於ける幼稚園の模範として活動せられたものであります。尤もこの模範幼稚園は十六年六月廢園となりました。それは十三年大阪市東區に出來た町立幼稚園である愛珠幼稚園が隆盛となつた爲めであつたと申します。

また鹿兒島縣女子師範學校にも附屬幼稚園が出來て九州に於ける幼稚園の率先をなし和歌山縣には稱兒保育所が出來全國に於ける私立幼稚園の嚆矢をなしたものであります。

谷の雪鶯わたらるあちこちと

碧梧桐

大津繪に糞落し行く燕かな

蕪村